

**横浜国立大学**  
**保育園設置並びに運営事業者募集要項**

**平成22年12月**  
**国立大学法人横浜国立大学**

# 1 概要

## (1)趣 旨

本学の教職員や学生が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるよう、教職員全員が働きやすい環境を作るとともに、近隣の待機児童数の解消や保育サービスの充実を図るため、学内に保育園を設置・運営する事業者を募集します。

## (2)事業の形態

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所の設置並びに運営とします。
- ・横浜市民間保育所設置認可等要綱（平成18年1月24日制定）に基づくものとします。

## (3)実施保育のサービス等

保育サービス名		条 件	備考
1	一時保育	横浜国立大学教職員及び学生からの申し入れについては配慮すること。	
2	通常保育	定員：60名 ① 開園時間（長時間保育を含む） 平 日 午前7時30分から午後6時30分 土曜日 午前8時30分から午後4時30分 ② 閉園日 日曜日、国民の祝日 及び年末年始(12/28~1/3)	
3	時間延長サービス	午前7時から7時30分及び午後6時30分から8時までの保育	

※ 1 上記以外の保育サービスは事業者の提案によります。

※ 2 保育所の認可に関する事項等は、横浜市にお問い合わせください。

## (4)設置対象となる土地

所在地	横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
敷地面積	貸付対象面積は800㎡程度
法令等に基づく制限等	
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域
建ぺい率	40%
容積率	150%
防火地域等	準防火地域、風致地区
日影規制	4 - 2.5時間
案内図、配置図、予定地等	別添図面1, 2, 3参照

## 2 条 件

### (1) 事業者の申請資格

次の 1) 資格要件のいずれかに該当し、2) 欠格条項のいずれにも該当しない事業者とする。

#### 1) 資格要件

横浜市保土ヶ谷区及び神奈川区において児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所を設置し、3年以上運営を行っている法人

#### 2) 欠格条項

- ① 平成12年12月1日以降において、児童福祉法第46条第4項に基づく事業停止、同法第59条第5項に基づく事業停止等の処分を受けた法人
- ② 平成12年12月1日以降において、社会福祉法第56条第3項、同条第4項に基づく業務停止等の処分を受けた法人
- ③ 平成12年12月1日以降において、理事長、理事、監事が社会福祉法第72条第1項から第3項に基づく社会福祉事業を経営することを制限する等の処分を受けた者である法人
- ④ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
  - イ 契約を締結する能力を有しない者
  - ロ 破産者で復権を得ないもの
  - ハ 認可保育園設置並びに運営に係る手続きにおいて、公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に規定する破産手続開始の決定を受けた法人

### (2) 負担経費区分

1) 次の業務を事業者の経費負担に基づき実施するものとします。

- ・ 保育園の設計、工事監理、建設並びにこれらを実施する上で必要とされる行政手続き、各種調査(敷地測量・土質調査等)、電気・電話、ガス、上下水道に関わる協議、近隣住民、大学関係者への説明等
- ・ 事前調査業務(敷地測量・土質調査・電波障害事前調査等を含む)及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務  
(なお、設計は、大学と十分協議し両者の合意に基づき進めるものとします。)
- ・ 施設整備に係る建設工事(外構工事を含む)及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る備品調達及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 貸付対象敷地は現状引渡しとする。
- ・ 維持管理については、事業者がその責を負い、その費用を負担するものとする。

#### 2) 土地の貸付等

- ・ 国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用規則第4条に基づき使用承認を交付し、土地賃貸借契約書を取り交わすものとします。
- ・ 土地貸付料は公租公課を除き無償とします。

#### 3) 保証金

- ・ 契約終了後の建物撤去費用に見合う保証積立金をお預かりします。(建物の撤去に要する費用は、鉄筋コンクリート造の場合 15,000 円/㎡に計画する施設の延べ床面積を乗じた額とします。)

### (3) 契約期間等

契約の期間は20年間とします。ただし双方に特別の問題が生じない限り契約満了日の翌日から向こう1年間の契約を更新したものとみなし、その後も同様とします。

### (4) 施設の計画及び工事にかかる留意事項

- ・敷地は大学構内となっております。良好な教育・研究環境を維持するように努めてください。
- ・建物の外観は大学キャンパスの環境に配慮したものとします。
- ・透水性舗装，雨水利用，屋上緑化，太陽熱利用，生ごみ処理機の設置など循環型社会の構築に配慮してください。
- ・安全でゆとりある保育が実施できるように，ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を図ってください。

### (5) 賠償責任

施設運営に起因する事故に関し本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。

### (6) 事業終了後の建物の取扱

契約終了時，事業者が設置した施設・設備は事業者の負担により撤去し，現状に復することとします。ただし本学が承認をしたときにはこの限りではありません。

### (7) 開園までのスケジュール

- ・開園予定日：平成24年4月1日（予定）
- ・事業者の選定：平成23年1月下旬頃（予定）
- ・建物その他設備の計画等について大学との協議を進め，平成23年3月頃（予定）に土地の無償貸与確約書を取り交わす予定です。その後，事業者において，工事を進めていただきます。
- ・保育事業の実施に係る事項についても並行して協議を進め，開園予定日までに保育所の設置認可（保育所設置認可要綱（平成13年4月27日児第149号制定），保育所の設置等に関する事務取扱要領による）を取得していただきます。
- ・認可取得ののち，土地の無償使用賃貸借契約の締結を行います。

### (8) その他

本募集要項に定めのない事項については，本学と協議のうえ決定することとします。

## 3 申請書類の内容

「様式〇 申請書類一覧」に掲げる書類等について，様式に記載されている作成要領を元に作成してください。

## 4 申請書の提出

### (1) 期限

平成23年1月12日(水)17:00

### (2) 提出先

〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1  
横浜国立大学男女共同参画推進室（担当：望月）  
電話 045-339-3025

### (3) 提出方法

必要部数を提出先に持参もしくは郵送等により提出してください。

### (4) 部数

正本 1 部, 副本 14 部

## 5 質問の受付

質問は書面(様式6)により平成 22 年 12 月 24 日(金)までに、下記問い合わせ先までメール又は FAX にて送付すること。本学で質問をとりまとめ全提案予定者に平成 23 年 1 月 5 日(水)までに回答します。

## 6 申請に関する注意事項

- ・申請者が、本学教職員その他関係者に対し、当該手続について接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となります。
- ・申請に要する経費等は、額を申請者の負担とします。
- ・申請書類等は返却できません。また、提出された申請書類等の内容の変更又は書類の追加はできません。
- ・申請書類等については、「国立大学法人横浜国立大学情報公開取扱規則」に基づき情報開示請求が提出された場合は、開示対象の文書として請求者に開示されます。その他、本学は必要に応じ、申請書類の全部又は一部を公表できるものとします。
- ・申請書類等の著作権は作成団体に帰属します。ただし、本学は必要に応じ、申請書類の全部又は一部を使用又は複製できるものとします。
- ・本学が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができるものとします。
- ・申請書を提出後に辞退をする場合は、書面(書式は任意)において辞退届を提出してください。
- ・応募に際して、公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した場合、又は申請書類等(追加書類を含む)に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

## 7 審査及び事業者選定の流れ

### (1) 最優秀及び優秀提案の選定

本学において本募集要項に基づき提出された申請内容等を総合的に審査し、最も最適とされる最優秀提案を 1 件及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。選定過程において必要に応じてプレゼンテーションを依頼することがあります。

### (2) 審査結果の通知及び失格

審査結果は、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

### (3) 詳細協議

最優秀提案を提出した者は、優先交渉権者となり、本学との間で「保育園設置並びに運営に関する覚書」を締結するまでの諸条件について、詳細協議を進めるものとします。なお、優秀提案をした者を次選交渉権者とします。

### (4) 事業者の選定

本学は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、「保育園設置並びに運営

に関する覚書」及び土地賃貸借契約書を取り交わすものとします。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

## 8 事業者選定結果の通知

平成23年1月20日以降に通知します。

## 9 お問い合わせ先

担当窓口：横浜国立大学男女共同参画推進室保育所設置プロジェクトチーム

住 所：〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1

電 話：045-339-3025

FAX : 045-339-3029

e-mail : jinji.fukukacho2@ynu.ac.jp